

区域計画に記載する特定事業等の概要

都心居住促進のための 容積率・用途等土地利用規制の見直し

<初認定>
東京圏：平成26年12月19日

- (国家戦略民間都市再生事業 他5件)
- (国家戦略特別区域法 第20条、第21条～第25条)

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続が法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- 国家戦略土地区画整理事業
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業
- 国家戦略開発事業
- 国家戦略都市計画施設整備事業
- 国家戦略市街地再開発事業
- 国家戦略民間都市再生事業

効果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

規制改革の概要

都市計画法等に定める手続のワンストップ化

- 関係者の協議・調整→意思決定が**長期化**

都市計画の決定又は変更 (都市計画法)	開発許可、都市計画事業の認可 (都市計画法)
土地区画整理事業の認可 (土地区画整理法)	市街地再開発事業の認可 (都市再開発法)
民間都市再生事業計画の認定 (都市再生特別措置法)	

- 区域会議で一同に協議→意思決定を**迅速化**



世界と戦える国際都市形成に必要なコンベンション施設、オフィスビル等の立地を促進

認定一例：
国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区



第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4 東京都提出資料より

国際医療拠点での二国間協定に基づく 外国医師の業務解禁

<初認定>
東京圏：平成27年6月29日

- （平成27年1月29日 厚生労働省通知 医政発0129第8号、令和5年3月24日 厚生労働省通知 医政発0324第7号、令和5年4月20日 厚生労働省通知 医政発0420第3号）

規制改革の内容

特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり

※締結国（R7.3月時点） イギリス・アメリカ・フランス・シンガポール・ドイツ

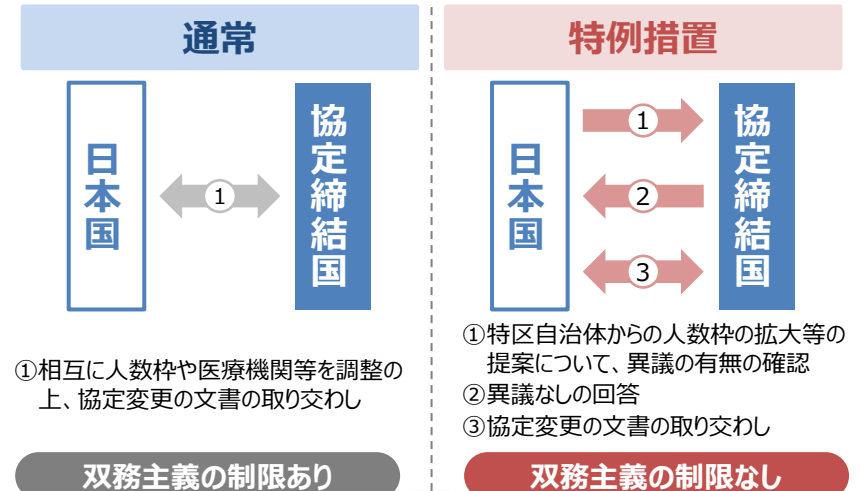
特例措置

双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能

効果

増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与

規制改革の概要



①相互に人数枠や医療機関等を調整の上、協定変更の文書の取り交わし

- ① 特区自治体からの人数枠の拡大等の提案について、異議の有無の確認
- ② 異議なしの回答
- ③ 協定変更の文書の取り交わし

双務主義の制限あり

双務主義の制限なし

外国人一般へ診療対象の拡大

外国医師が診療可能な対象者（患者）



協定で決められた対象者

+



追加

外国人なら誰でもOK!

人数枠の拡大

外国医師



追加

医療機関の追加指定

外国医師が診療可能な医療機関



追加指定

国家戦略特区支援利子補給金

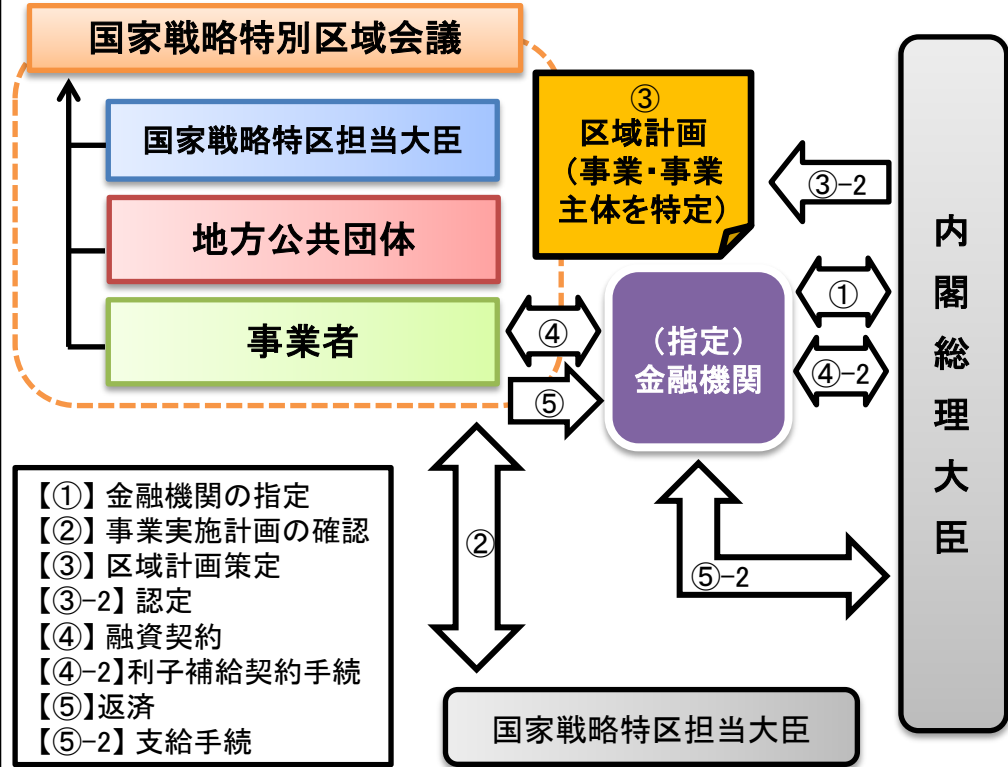
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市
初認定：平成28年2月5日
広島県・今治市
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- (創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2)
- (人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3)

規制改革の内容

特例措置前

- スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- 退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

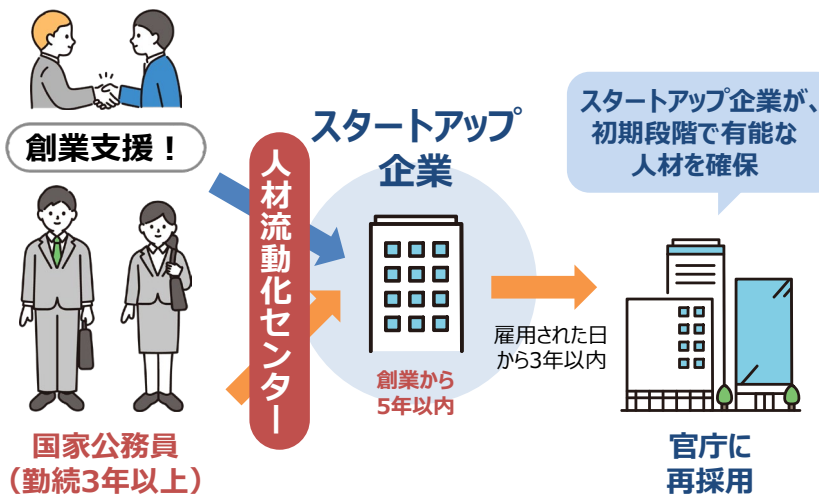
- スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

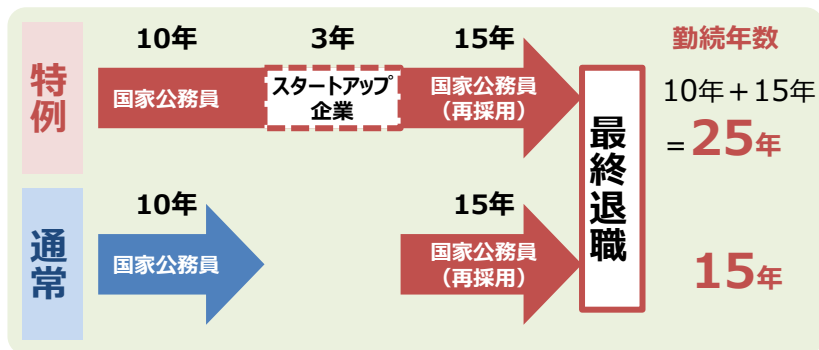
創業者の人材確保の支援

規制改革の概要

- 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数



プロ向けベンチャー・ファンドの特例 (出資可能な投資家に関する規制の緩和)

<初認定>
福岡市・北九州市：令和7年3月7日

- 「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

ファンドの販売・運用には原則として登録が必要だが、プロ向けファンドであれば届出のみで可能。プロ向けベンチャー・ファンドは投資家の範囲が通常より拡大される一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。

特例措置

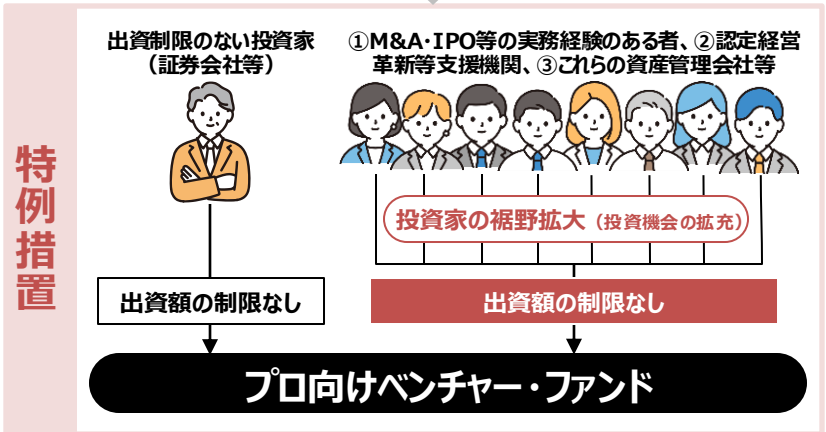
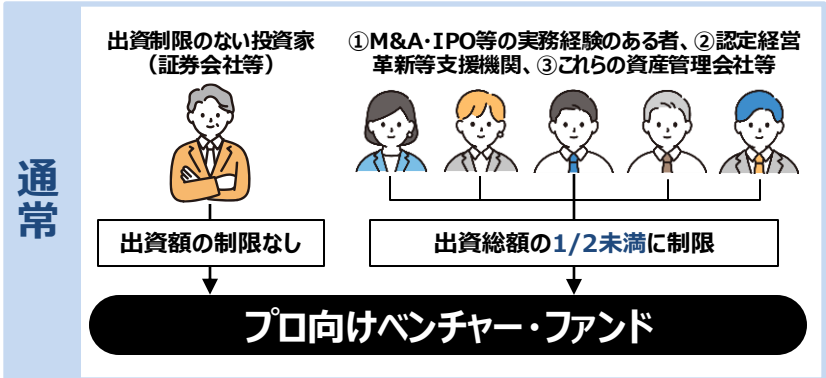
国家戦略特区内に主たる営業所を有する事業者が特区内で行うプロ向けベンチャー・ファンドの販売・運用において、

- ① M&A・IPO等の実務経験のある者
 - ② 認定経営革新等支援機関
 - ③ これらの資産管理会社等
- について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**

効果

- ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
- 「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
⇒スタートアップへの**投資機会、成長資金の供給の拡充**

規制改革の概要



投資機会、成長資金の供給の拡充

プロ向けベンチャー・ファンドの特例 (ファンド監査要件の除外)

- 金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年4月22日施行）

規制改革の内容

特例措置前

ファンドの販売・運用には原則として登録が必要だが、プロ向けファンドであれば届出のみで可能。プロ向けベンチャー・ファンドは投資家の範囲が通常より拡大される一方、**ファンド監査の要件**が課されている。

特例措置

国家戦略特区内に主たる営業所を有する事業者が特区内で販売・運用を行うプロ向けベンチャー・ファンドについて、以下の要件を満たす場合、上記**監査要件を除外**する。

- ① 投資家について、**適格機関投資家等のほかは、M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等に限定すること**
- ② **全出資者に監査を受けないことを説明、同意を得ること**
- ③ **ファンドの出資総額が1億円未満であること**

効果

- ベンチャー・ファンドに出資する機会の増加
- 「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
⇒スタートアップへの**投資機会、成長資金の供給の拡充**

規制改革の概要

通常

適格機関投資家
(証券会社等)

① M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等



監査を受ける必要

プロ向けベンチャー・ファンド

特例措置

適格機関投資家
(証券会社等)

① M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等



② 全出資者に監査を受けないことを説明・同意を得る

③ 出資総額が1億円未満

監査不要

プロ向けベンチャー・ファンド

投資機会、成長資金の供給の拡充

自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

<初認定>

東京都：平成29年9月5日

愛知県：平成29年9月5日

福岡市・北九州市

：平成30年10月23日

仙台市：令和元年6月11日

沖縄県：令和元年12月18日

新潟市：令和2年3月18日

仙北市：令和2年12月21日

広島県・今治市

：令和3年3月25日

つくば市：令和5年10月20日

加賀市・茅野市・吉備中央町

：令和6年10月23日

宮城県・熊本県

：令和6年12月19日

● (国家戦略特別区域法 第37条の7)

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン（小型無人機）等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

● ワンストップセンターのイメージ



相談



情報提供



調整



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置

<初認定>

東京圏：平成27年3月19日
福岡市・北九州市
：平成31年4月17日
愛知県：令和2年3月18日
仙台市：令和3年3月25日
つくば市：令和5年3月24日

沖縄県：令和5年6月28日
加賀市・茅野市・吉備中央町
：令和5年10月20日
仙北市：令和6年10月23日
宮城県・熊本県
：令和7年9月16日

● (特区法 第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに
手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と
時間がかかる

特例措置

起業時に必要な各種申請（定款認証、登記、
税務等）に関係する窓口を一か所に集約し、各種
手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンスト
ップセンターを設置可能に

効果

- 起業手続の負担の軽減
- 外国人を含めた起業・開業の促進

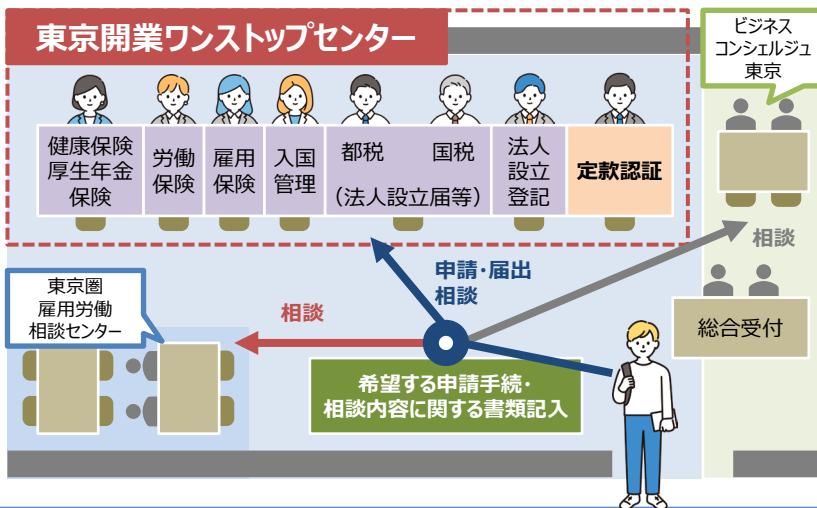
規制改革の概要

● 起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化（東京圏の例）

● 日本貿易振興機構（JETRO）本部7階（アーク森ビル）



会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

<初認定>

東京圏：令和6年12月19日

関西圏：令和6年12月19日

福岡圏・北九州市

：令和6年12月19日

北海道：令和6年12月19日

仙北市：令和7年9月16日

● (令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について (通知))

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

① 申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手
※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



② ツールによる申請書等の作成



③ 定款認証

- 定款等を公証役場※に提出
- 公証役場における公証人による面前審査

※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能



④ 登記申請書等の提出

